



子宮頸がん予防接種に関連して

昨日開催されました杉並区議会予算特別委員会において、子宮頸がん予防接種に伴う副反応について質疑がありました。区の方針は、以下のとおりです。

杉並区内で平成23年10月に、子宮頸がん予防ワクチンの予防接種を受けた方について、医療機関から、副反応報告がなされています。

副反応の被害救済制度の適用の可能性を検討していますが、予防接種法(類疾病) に基づく予防接種と、任意の予防接種では、救済範囲に差があります。

現在国会に提出されている、予防接種法の改正案が成立すれば、子宮頸がんが 類(A類)に位置付けられ、予防接種の救済範囲が拡大することを踏まえ、予防接種法改正までの接種について、区として救済制度を設ける方向で検討を進めております。

子宮頸がん予防接種の救済範囲

区による制度	法定接種(類・A類) (法案提出中)
任意接種	

法改正



【区長コメント】

副反応報告がなされた当事者の方、保護者の方に心からお見舞い申し上げます。健康被害救済については、任意接種として行われたものですので、国の救済制度への申請の支援を行わせていただくとともに、法定接種と同水準となるよう、区として独自制度を設け、当事者、保護者の方との話し合いを進めてまいる考えです。

【報道機関 問い合わせ先】

保健福祉部管理課 電話 3312 - 2111